

## 壮警町管理型浄化槽整備事業に係る特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、壮警町管理型浄化槽整備事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定より、特定事業選定にあたっての客観的な評価の結果を公表する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日

北海道有珠郡壮警町長 山 中 漠

### 特定事業の選定について

#### 1 事業概要

( 1 ) 事業の名称 壮警町管理型浄化槽整備事業

( 2 ) 事業の実施場所 北海道有珠郡壮警町内

( 3 ) 事業の内容

ア 対象区域内における合計 1 5 0 基の浄化槽及び付帯施設の建設

(ア) 流入管及び放流管までを本事業の対象として一体的に建設する。

(イ) 事業所用として設置する浄化槽については、浄化槽本体を本事業の対象として建設することとし、流入管、放流管その他の付帯施設については、本事業の対象外として、当該事業所の事業主等が施工主となって建設する。

イ 本事業で建設された浄化槽と関連施設の維持管理業務及び法定検査の実施

( 4 ) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき対象区域内において、民間事業者が施設を建設し、竣工後、町がその施設を買取った上で、事業期間中における維持管理業務等を当該民間事業者が遂行する

方式、いわゆる B T O ( Build-Transfer-Operate ) 方式により実施する。

#### ( 4 ) 事業期間

事業期間は平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間である。ただし、遅くとも平成 24 年 3 月までに、所定の浄化槽の建設を終了させるものとする。

#### ( 5 ) 施設の技術基準

浄化槽及び関連管渠の技術基準は、国の技術基準を満足するものとする。

## 2 評価の内容

本事業について、町が直接実施する場合と P F I 方式により民間事業者が実施する場合を、定量的評価及び定性的評価により比較し、特定事業選定における客観的評価を行った。

#### ( 1 ) 定量的評価

##### ア 前提条件

本事業を町が直接実施する場合と P F I 方式により民間事業者が実施する場合とにおいて、町の財政負担額の比較を行うにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

| 項 目    | 町が直接実施する場合                     | P F I 方式により民間事業者が実施する場合        |
|--------|--------------------------------|--------------------------------|
| 建設期間   | 10 年間                          | 10 年間                          |
| 建設単価   | 町で試算した単価                       | 同左単価の 90%                      |
| 維持管理単価 | 町で試算した単価                       | 同左単価の 90%                      |
| 職員配置   | 施設建設期間は 3.5 人、維持管理期間は 2.0 人を配置 | 施設建設期間は 2.0 人、維持管理期間は 0.5 人を配置 |
| 起債元金返還 | 30 年償還 ( 5 年据置 )               |                                |

|         |  |
|---------|--|
| 起債利息    | 年利 1 . 5 %                                     |
| 受益者負担金  | 浄化槽建設費補助対象分の 1/10<br>放流管建設費の 1/10(事業所用は本事業対象外) |
| 使用料     | 人槽規模別に本町内の生活排水処理施設と同程度の水準を設定                   |
| 割引率     | 4 %  |
| コスト計算期間 | 3 8 年間 (平成 1 7 年 ~ 平成 5 4 年)                   |

#### イ 算出方法及び評価の結果

前提条件に基づき、町の財政負担額を算出した結果、町が直接実施する場合に比べて、P F I 方式により民間事業者が実施することによる町の財政負担は、次の表のとおり現在価値ベースで約 9 3 百万円程度削減することが期待できる。

| 項 目                     | 金額 (現在価値) |
|-------------------------|-----------|
| 町が直接実施する場合              | 3 2 7 百万円 |
| P F I 方式により民間事業者が実施する場合 | 2 3 4 百万円 |
| 財政負担削減額                 | 9 3 百万円   |

#### (2) 定性的評価

本事業を P F I 方式で実施する場合、民間資金、民間事業者の経営能力及び技術的能力・ノウハウ等の活用による定性的評価としては、次のような効果が期待できる。

##### ア 公共サービスの機動性増加と生活排水処理率(浄化槽普及)の促進

民間業者の知見、体制及び意欲により平時のみならず非常・緊急時にも公共サービスの機動性を増加することも可能である。

さらに、生活排水処理率(浄化槽普及)のさらなる促進(整備速度や整備量の上積み)も期待される。

これらにより、住民の生活環境の快適性や公共用水域の

環境保全にもさらに寄与することが期待できる。

- イ 民間事業者と町とのリスク分担による事業の安定性確保  
想定されるリスクについて事前に民間事業者と町とで確認し、分担することにより事業の安定性に寄与し、両者並びに住民にとって安心と信頼ある生活排水処理システムの構築を期待できる。

### 3 総合的評価

以上のことから、本事業をPFI方式により実施することによって定量的及び定性的効果を期待できる。

よって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、法第6条に基づく特定事業として選定する。